

# 静岡県事業認定審議会

事業認定審議会は、**平成13年7月の土地収用法の改正**により、事業認定の中立性を担保するため第三者機関の意見聴取が義務付けられたことから、平成14年7月に設置された。

## ○根 拠

土地収用法第34条の7、静岡県事業認定審議会条例（H14条例第6号）

## ○目 的

知事が行う、県内の市町や社会福祉法人等の公益事業者に対する事業認定について、申請書の縦覧期間中に、土地所有者等から事業認定庁が行おうとする処分に反対する意見書が出された場合、事業認定の中立性を担保するため、審議を行い、認定庁である知事に対し意見を述べる。

# 土地収用法（抄）

(社会資本整備審議会等の意見の聴取)

第二十五条の二

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第三十四条の七第一項の**審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重**しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書(都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたもの)に限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。)の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

(略)

第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、**審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)**を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 静岡県事業認定審議会

### ○ 審議会の構成

(1) 委員：7人以内（非常勤の特別職の職員）、**任期2年再任可(5期まで)**

(2) 会長：委員互選

(3) 会議：会長が招集、出席過半数で成立

出席委員の過半数により議決、可否同数の場合は会長が決定

(4) 専門委員：調査の必要に応じて設置

(5) 委員名簿（令和6年9月11日～令和8年9月10日）

※50音順。

氏名	分野	現職	期数
板倉 美奈子	法学	静岡大学グローバル共創科学部教授	1期
伊吹 裕子	環境	静岡県立大学食品栄養科学部教授	2期
坂野 史子	法曹界	弁護士	3期
鈴木 良則	経済界	(一社) 静岡県経営者協会専務理事	2期
中澤 博志	土木・都市計画	静岡理工科大学理工学部教授	2期
中島 忠男	マスコミ	(株) SBSプロモーション常務取締役	2期
西原 純	地域社会	静岡大学名誉教授	5期

## 静岡県事業認定審議会

○ 審議状況

(これまで反対意見書の提出がないため、審議会に諮問された案件はない。)

回	開催月日	内 容
1	平成14年9月11日	審議会の運営方法及び事業認定の制度について
2～12回 略		
13	平成27年2月17日	事例研究（知事認定事業）
14	平成28年2月5日	事例研究（知事認定事業）
15	平成29年1月30日	事例研究（大臣認定事業）
16	平成30年2月2日	事例研究（大臣認定事業）、シミュレーション
17	平成31年1月25日	事例研究（知事認定事業）
18	令和2年1月24日	事例研究（知事認定事業）
19	令和5年2月10日	事例研究（他県知事認定事業）
20	令和6年2月8日	事例研究（知事認定事業）
21	令和7年1月29日	事例研究（知事認定事業）

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、開催を見送った。

# 静岡県事業認定審議会の運営について

## 1 委員の席次について

50音順とする。

## 2 会議の公開・非公開について（規程第7条第1項関係）

**非公開とする。**（審議の妨害や委員への圧力などにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、審議会等の役割が果たせなくなることを防ぐため。）

## 3 会議録及び会議資料の公開・非公開について（規程第8条関係）

会議録は、事務局が要旨により作成（発言者その他、**特定の個人が認識し得る部分及び審議会の運営に著しい支障があると判断される部分を除いて公開**する。会議資料は、非開示情報が記載されている部分及び審議会の運営に著しい支障があると判断される部分を除いて、公開する。）

## 4 委員の除斥について（規程第6条関係）

委員が当該議案の起業者、土地所有者及び関係者、その他利害関係を有している場合、議事（会議と議決）に加わらない。（ただし、審議会が同意する場合は、専門的立場から意見を発言できるものとする。）

## 5 議決権（規程第7条第2項関係）について

議決は出席委員の多数決（可否同数の場合、会長が再度議決権を行使）